

第一工業大学「新型コロナウイルス感染拡大予防のためのガイドライン」

1 本ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、学生、教職員等の生命と安全及び健康を守ること、並びに感染拡大防止の社会的責任を果たすことを目的としています。

本学では、現状を『ウィズコロナ』の時代と捉え、でき得る限りの感染拡大防止に努め、学生が安心して学業に専念できる学修環境、教職員が安心して教育研究活動・学生支援活動に従事できる環境、また、大学周辺の地域住民にも安心していただける環境を構築していきます。そのためには、皆さまの更なる感染拡大防止対応が重要となりますので、ご理解、ご協力のほど宜しくお願いいたします。

2 学生及び教職員が行うべき基本的感染防止対策

(1) 日常生活での基本的感染防止対策

ア 毎朝検温し、チェックする習慣を身につけること。

イ 手洗い（30秒程度かけて水と石鹸等で丁寧に洗う）、うがい、アルコール消毒等を徹底すること。

ウ 不要不急な外出は、避けること。

エ マスクを必ず着用すること。また、咳エチケットに心掛け、飛沫を防ぐこと。

オ 室内のこまめな換気を行うこと。エアコン使用中でも換気を必ず行うこと。

カ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えること。

キ 他人との間隔は、可能な限り2メートル（最低でも1メートル）確保すること。

ク 3密（密集・密閉・密接）を避けること、また、そのような場所に行かないこと。

ケ 多人数（概ね5名以上）での会食は避け、少人数でも発熱やカゼの症状がある場合は参加しないこと。

コ 免疫力を高めるため「十分な睡眠」、「バランスの取れた食事」及び「適度な運動」を心掛けること。

サ 各種メディアや情報 Web 等に注意し、新型コロナウイルス感染に対する適切な危機意識を持つとともに、居住地域の感染状況に注意して、感染しない・させない行動を心掛けること。

(2) 体調不良時の対応

新型コロナウイルス感染が懸念され、医療機関を受診する際は、事前に連絡し症状を伝え指示を仰ぐこと。

強いだるさ、息苦しさ、高熱がある場合、若しくは、発熱や咳など比較的軽い症状でも当該症状が4日以上続く場合は、必ず「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」に連絡すること。

3 本学の感染対策について

学生、又は教職員の感染が判明した場合、症状の程度や有無、学内における行動態様、感染経路や接触者、県内における感染拡大の状況等を総合的に勘案し、保健所等専門家の意見を参考にしつつ、臨時休校の必要性及び期間を判断する。

感染者が教職員の場合、出勤させず在宅勤務、若しくは休暇扱いとする。万が一、感染者が拡大し各部署に渡る場合でも、業務が継続できるよう努力する。

(1) 学生及び教職員が感染者となった際の対応

ア 学生及び教職員に感染が判明した場合は、その旨を「新型コロナウイルスへの対応基準」第2項の報告系統に基づき、直ちに報告しなければならない。

イ 学生の場合は、学校保健安全法（1958年法律第56号）の第19条に基づく出席停止の措置（公欠扱い）とする。

ウ 学内での感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定のための保健所が行う調査に協力する。電話やメールで感染した学生に発症の2日前から14日前までの行動確認を行い、可能な限り濃厚接触者等の情報を得る。

エ 行動履歴などについて公表する旨を感染者に通知しておく。なお、氏名・学年など、個人情報等に関する事項は、絶対に公表してはならないことに注意する。

オ 順序を経て、文部科学省へ報告する。

(2) 学生及び教職員が濃厚接触者となった際の対応

ア 学生及び教職員が保健所から濃厚接触者と指定された場合も、その旨を「新型コロナウイルスへの対応基準」第2項の報告系統に基づき、直ちに報告しなければならない。

イ 保健所等から濃厚接触者と指定された者は、感染者との最終接触日から14日間を経過観察期間として自宅待機等の措置をとる。

ウ 教職員の場合、出勤させず在宅勤務、若しくは休暇扱いとする。

エ 学生の場合は、学校保健安全法（1958年法律第56号）の第19条に基づく出席停止の措置（公欠扱い）とする。

(3) 感染の疑い、若しくはその症状のある学生及び教職員の対応

ア 次の場合は、速やかに報告し、登校・出勤を自粛する。

(ア) 以下の症状がある場合

- ・ 風邪症状や発熱がある場合
- ・ 倦怠感（強い怠さ）や呼吸困難（息苦しさ）がある場合
- ・ 最近、原因不明の味覚障害や嗅覚障害が起こった場合

(イ) 自分自身及び同居家族が感染者、又は濃厚接触者となり14日間が経過していない場合。

(ウ) 同居家族にコロナと疑われる風邪症状などが見られる場合

イ 再登校、再出勤について

安易に自己判断することなく、必要に応じて受診し、医師の判断のもと、再登校、再出勤日を慎重に検討する。

(4) キャンパス内の消毒等について

ア 講義室、事務室等の出入口及び所要の箇所に消毒用アルコール等を効率よく設置

する。

イ 人と人が対面する場所は、可能な限り、透明板等（アクリル板・透明ビニールカーテン等）で遮蔽する。

ウ トイレは、感染リスクが比較的高いと考えられるため、不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、ふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、特に念入りに消毒を行う。

エ 授業等で複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。パソコンなどの場合は、使用後に、除菌ウエットティッシュで拭くなどの指導を行う。

オ 消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウムが使用できない機器・箇所等は、学生食堂設置の電解水による消毒液を活用する。

カ 対面授業実施期間中など、講義室を使用した際は、各期に発出される消毒作業担当表に基づき、講義終了後に各講義室、実習室、実験棟等の消毒を実施する。

キ 感染者が判明し、学内施設等の消毒が必要な場合は、保健所の指示に従い、速やかに消毒を行う。

4 対面授業への大学の対応について

現状、オンライン授業が基本であるが、実験・実習等対面授業が必要な科目については、学内での感染状況等を勘案し、対面授業を実施する。その際は、3密を避けるため、曜日・学年別の分散登校を推進し、本学 HP、Moodle 等を活用して周知する。

(1) 講義室においては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に定める教室の座席配置の基準に従い、可能な限り1メートル以上の距離を確保して着席する。

(2) 教員及び学生ともにマスクを着用し、飛沫飛散防止に努める。

(3) 感染による療養、若しくは感染の疑い等による行動制限に伴い、十分に授業に臨めない学生に対しては、その状況を具体的に把握した上で可能な限りの配慮を行う。

(4) 学生及び教員ともに大学に入構する前に自宅等で検温し、確実に健康状態をチェックする。また、学生は登校の際、1・2・4・5・10号館1階入口において、教員は出勤の際、事務室において、再度検温を行う。

(5) 大学にいる間、授業後、教室移動時、休憩時間、食事前などは、手洗いや手指消毒をこまめに実施する。

(6) 咳やくしゃみをする際は、咳エチケットに心掛け、マスク、ティッシュ、ハンカチ等を使って口や鼻を隠し、飛沫を防ぐ。

(7) 大学にいる間にマスクが破損、若しくは亡失し、予備の持ち合わせがない場合は、教学課に申し出て、受け取ること。

(8) 対面での食事や会話をしないようにする。

(9) インターンシップ等、学外での教育活動を実施する場合、以下の点に留意する。

ア 企業や自治体などの活動先の指示に従い、そのガイドラインや感染防止策等を遵守する。

イ 合宿形式の授業や宿泊を伴うフィールドワーク等は、原則として禁止する。

5 その他大学の活動、業務について

(1) 課外活動について

サークル・クラブ活動については、「新型コロナウイルスへの対応基準」1項に基づき活動するものとする。その際は、必要に応じ、HPの在学生向け掲示板等で周知する。

(2) 研究活動について

ア 実験等の性質を考慮し、ドアを常時開放する、人の手が触れる場所を少なくする等の工夫を施す。

イ 安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、又は透明板・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。

(3) 入試業務について

入学試験の実施は、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（令和2年6月19日「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」決定）」を基に、感染拡大防止のための対策を講じ、的確に実施する。

6 その他大学施設の利用について

(1) 図書館の利用

短大及び専門学校生の利用もあることから、状況に応じて利用者数をコントロールする、或いは、利用可能なサービスや利用可能時間を制限することで、感染拡大の防止を図る。

(2) 厚生会館食堂の利用

ア 利用者の混雑状況により、入場制限をかけ、3密を避ける。

イ テーブル、椅子の移動は、行わない。決められた座席に座るよう心掛ける。

ウ 従業員はマスク等、感染防止に必要なものを着用する。

エ 利用者には大声での会話を行わないよう周知する。

オ 施設内は、空気の流れを作るよう定期的に換気を行う。

(3) グラウンド、体育館等施設の利用については、コロナ感染拡大状況を鑑み、危機管理委員会等で決定し周知する。

(4) その他の施設等の利用について

施設の態様や用途に応じ、コロナ感染拡大状況を鑑み、危機管理委員会が決定し周知する。